第明治三十五種郵便物認可

△

改正後	改正前
信用リスク・アセットの額の合計額	信用リスク・アセットの額の合計額
資産（オン・バランス）項目	資産（オン・バランス）項目
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額
	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額
	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額
	うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額
［略］	［同左］
［略］	［同左］
［略］	［同左］
連結自己資本比率	連結自己資本比率
［略］	［同左］
（記載上の注意） ［１～６　略］	（記載上の注意） ［１～６　同左］
第２　［略］	第２　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第13号（第131条第１項関係）　（日本工業規格Ａ４）	**別紙様式第13号**（第131条第１項関係）　（日本工業規格Ａ４）
業　務　報　告　書	業　務　報　告　書
第　期（年　月　日から 年　月　日まで）	第　期（年　月　日から 年　月　日まで）
（信用金庫名）	（信用金庫名）
（所　在　地）	（所　在　地）
年　月　日	年　月　日
殿	殿
（信用金庫名） （理　事　長　氏名　　印）	（信用金庫名） （理　事　長　氏名　　印）